

経営構造対策事業の概要

1 事業目的

認定農業者等の担い手の育成・確保と担い手への農地の利用集積等を目的として、農業生産から、加工・流通等の施設の総合的な整備を支援する。

2 事業のしくみ

市町村が事業実施地区における「担い手の育成」及び「担い手への農地利用集積」に関する3年後の成果目標を設定し、目標達成に必要な生産、加工、流通施設等の整備を行う。

- ①事業実施地区：農振法に基づく農業振興地域内の、集落単位から大字の区域ただし、必要に応じて市町村域まで広げることは可能
- ②事業実施期間：概ね2年間（単年度実施も可能）
- ③事業実施主体：市町村、農協、農業者が組織する団体等
- ④補助率：1／2以内

3 主な事業要件

- ①、②のいずれかの成果目標を設定すること

- ①認定農業者の育成
- ②担い手への農地の利用集積

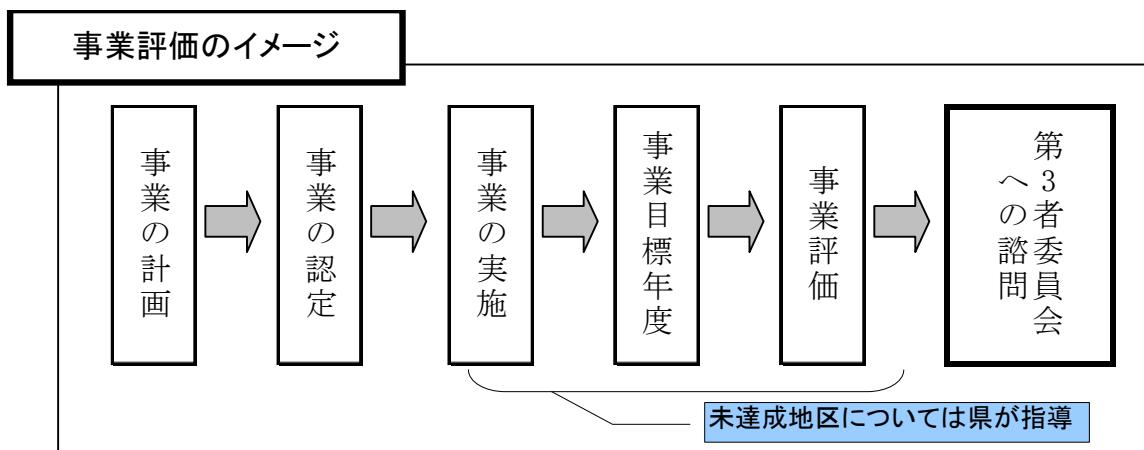
越谷市の成果目標

- ①【必須】認定農業者の育成 67人→ 71人
- ②【選択】担い手への農地の利用集積 145.8ha→ 200.1ha
- ③【選択】地区内学校給食における地場産農産物の使用割合 11.9%→ 16.1%
- ④【選択】新規就農者の育成 0人→ 1人

4 事業評価について

事業の評価については、「強い農業づくり交付金実施要領」に基づいて、定められた目標年度までに、毎年、県が点検を行い、目標年度において目標未達成の場合は、重点指導を行う。

さらに、重点指導後も目標数値に達しない場合は、第3者機関の意見を聞いた上で適切な措置を講じることとされている。



5 事業実施状況について

事 業 名	事業実施	目標年度経過	
		目標未達成	
経営構造対策事業 (H12～H22)	16 地区	13 地区	1 地区